

令和2年9月

## 地方分権の推進に関する提言

### 兵庫県地方分権推進自治体代表者会議

兵庫県知事	井戸 敏三
兵庫県議会議長	原テツアキ
兵庫県市長会会长	谷口 芳紀
兵庫県市議会議長会会长	佐藤 良憲
兵庫県町村会会长	庵治 典章
兵庫県町議会議長会会长	中井 勝

本格的な令和時代の幕開けとともに始まった新型コロナウイルスとの戦いが現在も続いている。感染拡大に歯止めをかけ、大きな打撃を受けている社会経済活動の本格的な再開と回復を図らねばならない。

この度の新型コロナ禍では、人口の稠密という大都市の脆弱性や東京一極集中の弊害が改めて明らかになる一方で、テレワークなどの新たな働き方や地方での暮らしの再評価等、密から疎への動きなどが生まれた。

こうした動きを捉え、地域の強みを活かし、自らの手で地域の自立を進めるべく、地域創生の取組を加速させねばならない。そのためには、地方のことは地方自らの判断と権限、財源で取り組める分権型社会を実現することが必要である。

我々兵庫県内の地方六団体は、地方分権を一層推進し、ポストコロナ社会の創造に果敢に挑戦するため、以下の項目について提言する。

I コロナ対策の更なる推進	• • • • • 2
---------------	-------------

II 防災・減災対策の推進	• • • • • 8
---------------	-------------

III 地域創生の推進	
1 多極分散の国土構造への転換	• • • • • 11
2 地方創生対策の充実	• • • • • 13
3 ワールドマスターズゲームズ 2021 関西への支援	• • • • • 14
4 新たな過疎対策法の制定	• • • • • 15

IV 地方税財政の充実・強化	
1 地方財政計画の充実	• • • • • 16
2 地方税制の偏在是正に向けた抜本的改革の実施	• • • • • 22
3 地方の税収基盤の確保	• • • • • 24
4 ふるさと納税における適切な制度設計	• • • • • 27
5 宝くじの売上向上	• • • • • 27

V 地方分権改革を推進する仕組みの構築	
1 国と地方の協議の場の機能強化	• • • • • 28
2 地方分権改革に対する地方意見への真摯な対応	• • • • • 28

## I コロナ対策の更なる推進

### (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の見直し等【内閣官房】

#### 《社会活動規制》

##### ① 特定都道府県知事としての要請・指示に関する法整備等

新・特定都道府県知事として、第45条第2項に基づき休業要請を行う場合、まず、第24条第9項に基づく協力要請を、業種や類型ごとに行うとされている。

しかし、特措法上、第24条第9項の協力要請は、第45条第2項の要請の前提とは定められていない。また、都道府県対策本部長としての要請と特定都道府県知事としての要請は、本来異なるものである。

このため、第45条の中で、①業種や類型ごとの要請、②個別の施設管理者等に対する要請、③それに次ぐ指示と一緒にで行えるよう、所要の法整備を行うこと。

新・第24条第9項の協力要請、第45条第2項の要請、同条第3項の指示及び同条第4項の公表について、法令上根拠のない国との事前協議を廃止するとともに、国は指針案を示すこと。

##### ② 第45条第3項の「指示」に関する実効性の担保

新・休業指示に対する実効性を高めるために必要な法整備（罰則適用など）を行うこと。

##### ③ 事業者への休業協力支援金等の支給

新・国の基準に基づいて都道府県が休業要請をした場合、その対象業種に対しては、国の責任において、休業協力支援金等の財政措置を行うこと。

#### 《感染防止対策の義務化》

新・全国的に多くのクラスターが発生している接待を伴う飲食店や酒類の提供を行う飲食店等の中には、感染防止対策が不十分なものが多い。

業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを法に基づき基準化し、これに基づく感染防止対策を義務づけ、違反する施設において患者が発生した場合には営業停止処分等の行政処分を行うことができるよう、食品衛生法と同様の規定を設けること。

##### 【営業停止に関する規定（食品衛生法第55条、第56条）】

・都道府県知事は、営業者が法の規定による基準に違反した場合においては、その営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

### (2) 保健所機能の強化【厚生労働省】

新・感染症法に基づく積極的疫学調査におけるPCR検査の受検や陽性者に対する行動歴の調査、軽症者等の宿泊施設での療養や自宅での健康観察要請や、保健所間の情報共有・連携強化について、実効性を担保するための法的措置等を講じること。

### (3) 地方衛生研究所の機能強化【厚生労働省】

- 新・PCR検査の体制の拡充等、地方衛生研究所の機能や体制を強化するため、現行の地域保健法及び感染症法等に、地方衛生研究所の役割を明記し、国と地方それぞれの責務を明確にすること。
- 新・地方衛生研究所がその責務を十分に果たすことができるよう、必要な検査機器や試薬等の確保、検体の運搬をはじめ、必要な予算や人員確保に向けた支援を充実させること。

#### 【地方衛生研究所の設置根拠】

- ・地方衛生研究所設置要綱（H9.3.14 厚生次官通知）※法的な位置付けはない

地方衛生研究所は、地域保健対策を効果的に推進し、公衆衛生の向上及び増進を図るため、都道府県又は指定都市における科学的かつ技術的中核として、関係行政部局、保健所等と緊密な連携の下に、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供を行うことを目的とする。

### (4) 感染症対策に関する専門的な行政組織の創設【厚生労働省】

- 新・感染症（疾病）対策への対処は高度に専門的性格を有するものであるため、感染症（疾病）対策庁など、感染症対策に関する専門的な国の行政組織を創設すること。

### (5) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の充実【厚生労働省】

#### ① 所要額の確保

- 新・国の2次補正予算を踏まえた交付決定額では、病床や宿泊施設の確保等に関しては9月分までの対象とされているため、10月以降の病床等の確保を計画的に行えるよう、国の責任において所要額を迅速かつ確実に追加交付すること。
- 新・感染症対策は継続して取り組むことが必要なため、令和3年度当初予算においても、交付金を継続して措置し、必要な予算額を確保すること。

#### ② 対象事業の拡充、補助上限額の撤廃等

- 新・国2次補正において介護・福祉分野の創設、医療分の補助率引き上げ（1/2→10/10）、総額の拡充や事業の追加等が行われたものの、引き続き事業メニューが限定的であり、対象事業にも全国一律の補助対象や補助基準上限が設定されるなど、地域の実情に応じた対応ができないため、交付金事業を柔軟に執行できるようにすること。

### (6) 医療機関の経営支援【厚生労働省、総務省】

#### ① 診療報酬や空床補償単価の更なる引き上げ

- 新・新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関に対しては、重症・中等症患者への診療報酬の特例的な対応や、空床確保に関する補助単価及び対象病床の拡充等の支援策が講じられている。
- 軽症者、無症状患者、疑似症患者についても、診療報酬や空床補償単価の更なる引き上げなど、経営支援を充実させること。

## ② 医療機関の経営維持に対する支援

- 新・新型コロナウイルス感染症対応の診療科はもとより、それ以外の診療科においても受診控え等により患者数が大幅に減少し、厳しい経営状況に陥っている。これらの経営悪化による減収について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付対象とするなど、医療機関の経営維持に対する支援措置を講じること。

## ③ 公立病院の経営悪化に対する支援

- 新・地域医療を維持し、新型コロナウイルス感染症に対応していくためには、地域医療の中核的役割を果たしている公立病院の維持が不可欠である。新型コロナウイルス感染症の影響による経営悪化はもとより、コロナに伴う受診控え等による経営悪化を含めて一般会計からの繰出を行う場合には、特別交付税措置を講じること。

## (7) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充実【内閣府】

- 新・全国的に再び感染が拡大している中、更なる感染防止対策や地域経済・住民生活の支援等も想定されることから、地方の実情を十分に踏まえ、必要に応じて迅速に「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の追加予算措置を講じること。  
新・感染防止対策や地域経済の回復には継続して取り組むことが必要なため、令和3年度当初予算においても、交付金を継続して措置し、必要な予算額を確保すること。

## (8) 今後の景気浮揚・雇用確保のための対策

【内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省、経済産業省】

### ① 総需要喚起対策の実施

- 新・新型コロナウイルス感染症による巣ごもり状態からの消費減退に伴い、本年4月～6月期の国内総生産（速報値）は前期比7.8%減、年率換算すると戦後最悪の27.8%減となるなど、地域経済への影響が長期化・深刻化している。今必要な経済対策は、今後の景気浮揚に向け需要を喚起することである。  
基幹道路ネットワークの整備や防災・減災対策等を推進するための公共事業費の大幅な上積み、ポストコロナ社会を見据えた情報通信基盤の整備等ハード事業に関する交付金の創設など、総需要を増やす対策を行うこと。

参考：リーマン・ショック後に創設されたハード事業を対象とする交付金

- 地域活性化・公共投資臨時交付金 (1兆4,000億円)
- 地域活性化・生活対策臨時交付金 (6,000億円)
- 地域活性化・きめ細かな臨時交付金 (5,000億円)

### ② 更なる消費喚起対策の推進

- 新・商店街の活性化など各地域における更なる消費を喚起するための新たな取組や観光業や飲食業など地域経済の活性化を図るG o T o キャンペーンの拡充など、国において更なる消費喚起対策を強力に推進すること。

### ③ 緊急雇用創出事業の創設

**新**・本県の7月の有効求人倍率は前月から0.03ポイント低下し、平成27年8月以来、約5年ぶりに1倍を下回った。

雇用情勢の更なる悪化が懸念されるなか、雇用の受け皿を確保するため、リーマン・ショック時と同じく、基金を活用した緊急雇用創出事業（リーマン・ショック時：1兆500億円）を早急に創設すること。

【本県の有効求人倍率の推移】※7ヶ月連続で低下

R1.12月	R2.1月	R2.2月	R2.3月	R2.4月	R2.5月	R2.6月	R2.7月
1.40	1.31	1.26	1.21	1.13	1.05	1.01	0.98

### ④ 事業継続に向けた支援の充実

**新**・事業継続のために最も重要なことは、資金繰り対策であるため、中小事業者の資金繰りを支援する無利子融資制度について、融資上限額（4,000万円）の引き上げや無利子期間（3年間）の延長など、更に支援を充実すること。

## （9）地方財政への支援【総務省】

### ① 令和3年度地方財政計画の充実

**新**・令和3年度は新型コロナウイルス感染症による経済状況の悪化により、交付税原資となる国税や地方税の減少が予想され、財源不足額が過去最大となったリーマン・ショック時を超え、かつてないほどに拡大することも危惧される。

このような中においても、社会保障関係費や防災・減災対策の推進、地方創生に要する経費などについては、さらなる財源確保を図る必要があることから、一般会計による加算措置を行うなどにより、国において地方一般財源総額を確実に確保すること。

**新**・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や経済・雇用対策は、令和3年度以降継続して必要と考えられるが、これらの財政需要については、他の歳出を削減することなく、特別枠として措置されるべきである。

また、その規模は、リーマン・ショックの影響を上回ることが危惧されることを鑑み、地域活性化・雇用等臨時特例費以上の規模を確保するとともに、その財源は国の別枠加算で措置するなど、地方一般財源総額（水準超経費除き）の増額を図ること。

【平成22年度地方財政計画（リーマン・ショック：H20.9）】

・財源不足額	18.2兆円（過去最大）
・地方一般財源総額（水準超経費除き）	58.8兆円（+1.0兆円）
・別枠加算（地域活性化・雇用等臨時特例費）	1.0兆円

- 新**・令和3年度は、新型コロナウイルス感染症による経済状況の悪化に伴う地方税収の大幅な減少で、留保財源もかつてないほど大幅に減少することが危惧される。留保財源は、地方財政計画に計上された標準的な歳出の中で、基準財政需要額では捕捉しきれない経費の財源に活用されていることから、その大幅な減少は地方団体の財政運営に大きな影響を与えるものである。
- 国は、令和3年度の大幅な留保財源の減少に対して、地方財政法第5条の特例としての地方債を創設すること等により確実に措置すること。

**【特例地方債の内容】**

- ・発行可能額は地方税の減収見込額の25%相当額
  - ・税の振り替わりの性格を持つものであることから、地方財政法第5条の特例として、一般財源として取り扱うとともに、元利償還金については、その全額を後年度交付税措置
- 〔臨時財政対策債は、交付税の振り替わりであり、一般財源総額のうち留保財源の減少分を補填するものではない。〕

**② 減収補填債の対象拡充**

- 新**・令和2年度以降の地方税収はかつてない大幅な減収が予測されていることから、地方交付税制度における減収補填の対象となっていない地方消費税等の税目についても減収補填債の対象とするなど、必要な補填措置を講じること。
- また、減収補填債として措置する場合には、特例債とともに、元利償還金に対して交付税措置を行うこと。

**【地方消費税の令和2年度減収見込み】**

- ・本県：120億円、全国：4,758億円

**【減収補填債の対象税目の変遷】**

年度		H9	H10	H11～H18	H19	H20	H21～
対象税目	法人税割	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	法人事業税	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	地方法人特別譲与税	—	—	—	—	—	◎ (H21から 譲与開始)
	所得割				○		
	利子割	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	不動産取得税	○					
	地方消費税		○				

※◎は交付税措置あり、○は交付税措置なし（資金手当債）（注）

（注）景気低迷などにより基準財政収入額の算定基礎となった標準的な地方税の収入見込額に比して実際の収取が下回ることが見込まれる場合、資金手当債として年度途中に対象税目に追加

**③ 緊急防災・減災事業債の対象拡充**

- 新**・地震・津波や風水害等への対応や、新型コロナウイルス感染症対策で新たに判明した課題に対応するため、庁舎や公的施設における感染防止のための改修、感染症蔓延の対策業務を遂行するためのテレワーク環境の整備、庁内・行政組織間でのネットワーク環境システムの整備等にも活用できるよう、緊急防災・減災事業債の対象事業を拡大するとともに、令和2年度までの事業期間を延長し、地方債計画額（令和2年度：5,000億円）の拡充を図ること。

## (10) マイナンバーの活用【総務省】

### ① 利用可能事務の拡充

新・経済対策としての活用や住民サービスの更なる向上に向け、①社会保障 ②税 ③災害対策に限定されているマイナンバーの利用について、利用できる事務を拡充すること。

### ② 市町への適切な財政措置等

新・マイナンバーカードの交付申請増加を見据え、市町に対する適宜適切な情報提供に加え、体制強化に要する費用など市町の負担が生じないよう財政支援を確実に行うこと。

### ③ マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期限の延長

新・マイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期限（5年）を、マイナンバーカードの有効期限（10年）にあわせて延長すること。

新・電子証明書の有効期間の延長が難しい場合は、パソコンやスマートフォンによるオンライン申請、または住民票の写しを交付するコンビニエンスストア（住民票データとの突合が可能）や郵便局等の身近な施設での簡易な更新や暗証番号再設定を可能とするなど、市町窓口への来庁の必要なく更新手続きができるようにすること。

### ④ 健康保険証としての利用開始に向けた対応

新・令和3年3月から、医療機関の運営の効率化にも資するマイナンバーカードの健康保険証としての利用が開始される。

しかし、健康保険証の資格確認をオンラインで行うための顔認証付きカードリーダー等の各医療機関への配布が上限3台とされており、各医療機関のシステム改修に要する経費への補助額（上限：105万円）も限定され、医療機関の持ち出し負担が懸念される。

このため、速やかに必要数を確実に配布するとともに、医療機関に対する十分な財政支援を行うこと。

新・健康保険証として利用するために住民が行うマイナンバーカードと健康保険証との紐付け手続の支援を市町が行うこととされているが、そのために必要な体制強化に要する費用など市町の負担が生じないよう財政支援を確実に行うこと。

## II 防災・減災対策の推進

### (1) 安全安心の基盤づくりに必要な財源の確保等【内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省】

#### ① 防災・減災、国土強靭化推進のための3か年緊急対策の延長等

本県では、従来から津波防災インフラ整備計画や第3次山地防災・土砂災害対策計画、地域総合治水推進計画などの分野別計画を策定し、南海トラフ地震や豪雨災害等への備えを強化してきた。

「防災・減災、国土強靭化推進のための3か年緊急対策」によって、より早期の取組が可能となったが、令和3年度以降にも取組むべき計画があることや令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など自然災害の頻発・激甚化を踏まえ、新たな枠組みの創設等について以下のとおり提案する。

- ・防災・減災、国土強靭化緊急対策事業(国補助事業)及び緊急自然災害防止対策事業(地方単独事業)の事業期間を延長すること。
- ・その際には、緊急的な対策のみならず、長期に及ぶ大規模で抜本的な対策を行う事業が対象となるよう、十分な事業期間を確保すること。

【本県分野別計画におけるR3年度以降の残事業費】 (単位：億円)

計画名	期間	R3年度以降の残事業費 (現計画の残事業費)
津波防災インフラ整備計画	H26～R5年度	122億円
日本海津波防災インフラ整備計画	R1～R10年度	26億円
ひょうご道路防災推進10箇年計画	R1～R10年度	295億円
地域の防災道路強靭化プラン	H26～R5年度	707億円
第3次山地防災・土砂災害対策計画	H30～R5年度	390億円
地域総合治水推進計画 (河川対策アクションプログラム)	R2年度～R10年度	(策定中)
兵庫県高潮対策10箇年計画	R1～R10年度	287億円
第2次ため池整備5箇年計画	R1～R5年度	225億円

【本県予算】 (単位：億円)

区分	H30	R1	R2	計
防災・減災・国土強靭化緊急対策事業(国補助事業)	316	207	253	776
緊急自然災害防止対策事業(県単独事業)	—	183	120	303
合計	316	390	373	1,079

※ H30, R1 : 最終予算、R2 : 初期予算

#### ② 補正予算編成における令和2年7月豪雨等の被災地以外への事業費の確保等

- ・この度の日本各地での記録的な豪雨等が他の地域においても同様に発生する可能性があることから、今後の補正予算編成においては、被災地における災害復旧・復興事業だけでなく、県内における自然災害への備えを強化するための十分な事業費を確保すること。

### ③ 河川の事前防災対策の推進

#### ア 国管理河川における事前防災対策の推進

**新**・国管理河川においては、河川整備計画に基づく水害対策が進められているが、県内の淀川等の国管理河川では計画水準に達していない区間や、堤防が設置されていない区間の割合が全国平均に比べて高い状況である。このような未整備区間及び無堤防区間にについて、国の責務として早期に解消すること。

【国管理河川の堤防整備状況（H31.3末）】(単位:km)

水系名	堤防必要区間 (a)	計画水準に達して いない区間 (b)	b/a	無堤防区間 (c)	c/a
淀 川	346.6	121.8	35.1%	12.8	3.7%
加古川	75.1	34.0	45.2%	5.0	6.7%
揖保川	119.8	57.5	48.0%	10.8	9.0%
円山川	69.7	54.8	78.7%	4.9	7.1%
全国計	13,356.4	3,499.4	26.2%	754.5	5.6%

※淀川には京都府・大阪府内の区間を含む

#### イ 県管理河川における事前防災対策の推進

- 本県が今年度策定する「河川対策アクションプログラム(R2～R10)」に基づく河川改修や堤防強化などの事前防災対策の取組について、必要な予算の確保や3か年緊急対策の延長等における重点項目とするなど、積極的な支援を行うこと。
- 河川中上流部のうち治水安全度の低い箇所における局所的な治水安全度向上対策に対する補助制度を創設すること。

#### ウ 治水対策におけるダムの活用

- 事前放流の実施体制が整備されていない多目的ダムや利水ダムがあることから、一級水系に加え二級水系においても事前放流の実施を徹底させること。
- 事前放流の積極的導入を促すため、降雨予測技術の向上や水位が回復しない場合の損失補填制度の対象を拡充すること。

### ④ 兵庫県庁舎等再整備への財政措置

**新**・阪神・淡路大震災により兵庫県庁舎は大きな被害を受けたが、復旧・復興事業において被災地の生活者・事業者支援を優先し、これに伴う厳しい財政環境も踏まえ、最低限の補強耐震工事をしたのみで現庁舎をそのまま活用してきた。しかしながら、耐震性がほぼないことが明らかになったことや築50年を経過し老朽化が進んでいることから、南海トラフ地震を控え、庁舎等の再整備を予定している。

県庁舎は、災害発生時の対策活動の広域拠点となるものであることから、緊急防災・減災事業債や公共施設等適正管理事業債等の交付税措置率の高い起債の充当対象とするなど、県庁舎の建替に関する財政措置を講じること。

## 【兵庫県庁舎再整備事業の概要】

[現庁舎の状況]

区分	1号館	2号館	別館	西館	議場棟	兵庫県民会館	3号館	災害対策センター
建築年度	S41.3 (築53年)	S45.12 (築48年)	S48.1 (築46年)	S40.6 (築54年)	S45.12 (築48年)	S43.5 (築51年)	H2.3 (築29年)	H12.3 (築18年)
耐震基準	旧耐震	旧耐震	旧耐震	旧耐震	旧耐震	旧耐震	新耐震(※)	新耐震(※)

- [再整備の規模] ※3号館、災害対策Cは対象外
- ・行政棟：約60,000m<sup>2</sup>（28階程度、別途駐車場が約7,000m<sup>2</sup>）
  - ・議会棟：約13,000m<sup>2</sup>（別途駐車場が約4,000m<sup>2</sup>）
  - ・県民会館：約23,000m<sup>2</sup>

[概算事業費] 約700億円

[スケジュール] ※市町村庁舎の建替は公共施設等適正管理推進事業債の対象となるものの、県庁舎は対象外となっている。

- ・R元年度～R3年度 基本計画、基本設計
- ・R3年度～R7年度 実施設計、新庁舎整備、旧庁舎解体

### ⑤ 緊急防災・減災事業債の対象拡大及び延長

- ・地震・津波や風水害等への対応や、新型コロナウイルス感染症対策で新たに判明した課題に対応するため、以下の事業等にも活用できるよう、対象事業の範囲の拡大、地方債計画額（令和2年度：5,000億円）の拡充を図るとともに、令和2年度までの事業期間を延長すること。
  - 地震・津波対策を推進するための防潮堤等の整備事業
  - 砂防・治山・河川・港湾・海岸等の整備事業
  - 道路封鎖のおそれのある危険建築物の除去事業
  - 耐震化に資する公共施設の建替事業
  - 大規模災害時に拠点となる県・市町庁舎や災害発生時に大量の警察力を迅速に動員するための警察待機宿舎・独身寮の整備事業
- 新○庁舎や公的施設における感染防止のための改修や、感染症蔓延期にも災害対策業務を遂行するためのテレワーク環境の整備や庁内・行政組織間でのネットワーク環境システムの整備（再掲）

### (2) 防災庁の創設【内閣官房、内閣府】

- ・過去の教訓を踏まえた調査研究や事前の防災対策のシナリオ化など一連の災害対策を担う専門性を有する双眼的組織である防災庁を創設すること。
- ・首都機能のバックアップと国土のリダンダンシー確保の観点から、防災庁の拠点は複数設置するものとし、西日本の拠点については関西、その中でも特に関係機関が集積する神戸周辺に設置すること。

### III 地域創生の推進

#### 1 多極分散の国土構造への転換

##### (1) 人と企業等の地方移転の促進【内閣官房、内閣府】

- 新・東京一極集中は、地方の衰退を招くだけでなく、少子化の加速、災害・感染症対策などの危機管理の観点からも是正する必要がある。

この度の新型コロナ禍では、東京等の大都市部に人口が集中する我が国の脆弱性を浮き上がらせた。その一方で、テレワークなどの新たな働き方や地方での暮らしの再評価等、密から疎への動きなどが生まれた。

こうした動きを捉え、東京一極集中から多極分散の国土構造へと転換するためにも、中央省庁の地方移転はもとより、人と企業の地方分散を促進する大胆な施策を国の責務として立案、実行すること。

##### (2) 東京圏への立地規制の制度化【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、経済産業省】

- ・本社機能の集中が若者の東京一極集中を加速していることから、地域大学振興法により東京23区の大学の定員増を原則10年間禁じる措置と同様に、一定規模以上の本社や工場、事務所等の東京圏への新規立地(移転を含む。)を抑制する制度を創設すること。

##### (3) 地域振興を促進する立法措置【内閣府、総務省、国土交通省】

- ・高度経済成長期には国土の均衡ある発展を目指して、「新産・工特」と呼ばれる新産業都市と工業整備特別地域の指定制度等による集中投資が行われ、東京一極集中のは正に一定の効果が見られた。

こうした分散型政策の理念を活かし、大胆な規制緩和や税制優遇等により投資を集中させる特別な拠点地区を設定するなど、地方の成長を促進する枠組みを創設すること。

##### (4) 国土の双眼構造の構築【内閣官房、内閣府】

- ・首都にいかなる事態が発生しても首都中枢機能を維持する危機管理の観点に加え、関西の強みであり成長分野であるライフサイエンス産業の振興など、我が国の成長戦略の観点からも、関東と関西の双方に政治、行政、経済の核が存在する国土の双眼構造を目指し、首都機能のバックアップ拠点について早急に検討を進めること。

##### (5) 情報通信基盤の強化等【内閣府、総務省】

- 新・5Gをはじめ、IoTやビッグデータ、AI、ロボット、ドローン、自動運転などSociety5.0を実現する未来技術の社会実装を強力に推進すること。

- 新・上記に伴うデータ通信量の増大に対応し、通信サービス事業者や都市部・郡部の違いに関わらず、すべての家庭・事業者がいつでも1Gbps(※)以上の大容量高速通信ができるよう、国の重要インフラとして位置づけた上で、国の責任において、情報通信基盤整備を一層強化すること。

※ 1Gbps : ブロードバンドインターネット接続サービスの基本単位である通信速度。多くの1Gbps接続サービスはベストエフォート型(想定する最大速度)であり、実効最大速度はこれを下回る。(概ね0.6Gbpsとの公表あり。通信事業者や都市部・郡部の違い、戸建て・集合住宅の別、通信時間帯などにより、更に下回ることもある。)

## (6) 学校のICT環境の整備【文部科学省、総務省】

- 新・学校のICT環境整備及び更新に係る地方財政措置を引き続き継続とともに、現在、地方財政措置が講じられていない維持管理費についても支援すること。
- 新・今後必要となるVR・AR技術などの先端技術の活用や校外ネットワーク通信の高速大容量化の導入に向け、地方財政措置の充実を図ること。

## (7) 地方拠点強化税制の充実【内閣府、経済産業省、厚生労働省】

### ① 税制の拡充及び併用

- 地方への企業立地を更に進めるため、当該税制を引き続き実施すること。
- オフィス減税の税額控除の率及び雇用促進税制の税額控除額を倍増するなど大幅に拡充すること。
- 本社機能の移転・拡充に伴う雇用を促進するため、平成30年度から併用不可となったオフィス減税と雇用促進税制の併用を可能とすること。
- 本社に隣接する基幹工場など、本社機能と一体としてみなすことができる施設についても、対象とすること。

#### 【「地方拠点強化税制」の概要】

区分		内容
地方に所在する本社機能の拡充 (拡充型)	オフィス減税	建物、附属設備(空調等)、構築物(駐車場等)を取得した場合、取得価額に対し、特別償却15%または税額控除4%
	※併用は不可	
東京23区から地方へ本社機能を移転 (移転型)	雇用促進税制	雇用増1名につき60万の税額控除(最大)
	オフィス減税	建物等(拡充型と同じ)の取得価額に対し、特別償却25%または税額控除7%
※併用は原則不可(上乗せ分30万円のみ併用可)		
	雇用促進税制	(雇用増1名につき60万円+上乗せ分30万円)×3年の税額控除(最大)

- 本社機能移転に伴う従業員の異動の際には、従業員用住宅の確保が不可欠なことから、社宅、社員寮の取得・整備についても支援の対象とすること(現行:事務所、研究所、研修所及び工場内の研究開発施設)。
- 支援対象地域について、既成都市区域は平成30年6月の制度拡充により国の移転型事業(東京23区からの本社機能移転)の対象になったものの、拡充型事業(東京23区以外からの本社機能の移転・増設)においては従前と同様対象外となっている。地方の拠点都市としての機能を維持していくために、既成都市区域を拡充型事業の対象とすること。

### ② 施設整備計画における認定要件の適正化

- 本社機能移転は、経営合理化の面から実施されることが多く、法人全体の従業者数の増加を要件とすることは適切でない。そのため、税制上の優遇措置を受けるために必要な施設整備計画の従業者数に関する認定要件は移転先のみの増加数とすること(現行の増加数の要件:大企業5人以上、中小企業2人以上)。

### ③ 雇用促進税制の適用における従業員数に関する要件の緩和

- 雇用促進税制の適用要件は、法人全体の本社機能に従事する従業者の増加数を引下げるなど要件を見直すこと(大企業、中小企業とも2人以上→中小企業は1人以上)。

## 2 地方創生対策の充実

### (1) 地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金の充実【内閣府】

- ・地方創生拠点整備交付金については令和2年度から地方創生推進交付金の枠内で当初予算措置されたが、その額は少額であるため、当初予算において地方公共団体が必要とする両交付金の額を確保すること。

[令和元年度まで]  
地方創生推進交付金1,000億円(当初計上) + 地方創生拠点整備交付金600億円(補正予算)

[令和2年度から]  
地方創生推進交付金(1,000億円)のうち、30億円を地方創生拠点整備交付金として、  
当初予算において計上

### (2) 地方創生推進交付金の柔軟な運用【内閣府】

- ・芸術文化の創造・発信や人材育成など、中長期的に取り組むことによって初めて成果が出る事業であり、かつ、直ちに収益に繋がらない事業について、計画認定期間を5年に限定することは不合理である。このため、現在の計画認定期間の上限である5年を超えて交付金の対象とすることを含め、当該事業の性質に応じた柔軟な計画認定期間とすること。

### (3) まち・ひと・しごと創生事業の総額及び財源の確保【内閣官房、内閣府、総務省】

- ・地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生事業に引き続き取り組むことができるよう、令和3年度以降もまち・ひと・しごと創生事業費を継続した上で、今年度の1兆円を上回る規模を確保すること。
- ・所要額を地方財政計画に計上する際には、その他の歳出を削減することなく、財政措置を確実に講じること。

### (4) 地域社会再生事業の総額及び財源の確保【総務省】

- 新**
- ・地域社会の維持・再生に向けた施策に自主的・主体的に取り組むため、地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用した地域社会再生事業費を継続した上で、今年度の0.4兆円を上回る規模を確保すること。

### (5) 地方創生を総合的に支援する地方債の創設【総務省、財務省】

#### ① 戦略的な取組を支援する地方債の創設

- ・地方創生の実現に向けた快適なまちづくり等を戦略的に推進するため、災害に強いまちづくりのための事業等を対象とする緊急防災・減災事業債に準じた客観的かつ公平な基準等に基づく地方交付税措置のある特別な地方債を創設すること。

#### ② スポーツ・文化の振興を支援する地方債の創設

- ・スポーツ・文化の振興は交流人口の拡大や地域創生に大きな役割を果す。老朽化が進む公立スポーツ施設や文化施設の機能向上等に活用できる地方交付税措置のある特別な地方債を創設すること。

### 3 ワールドマスターズゲームズ 2021 関西への支援

- ・本大会は、新型コロナウイルス感染症と共に存しながら我が国が開催する最初の国際総合競技大会であり、その成功はポストコロナ社会における観光振興、地域活力回復の原動力となるだけでなく、コロナ感染防止と社会経済活動との両立に取り組む我が国の姿勢を国際社会に強く印象づけ、オリ・パラ、大阪・関西万博への大きな弾みとなる。このため、準備段階も含め、以下の支援を行うこと。

#### (1) 施設整備や大会運営、地域交流に関する地方財政措置の充実【総務省】

- ・誰もが参加できるインクルーシブな考え方を取り入れた大会であるため、バリアフリー改修等の施設整備等に活用できる地方交付税措置のある地方債を創設すること。  
(ラグビーW杯、東京オリ・パラ：地域活性化事業債(充当率：90%、交付税措置率：30%))
- ・以下の経費に対して特別交付税措置を講じること。
  - 広報、警備、ボランティア経費など大会運営に要する経費
  - 東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウンによる相手国との地域交流に要する経費

##### 【国家的なプロジェクトと位置づけられた他のスポーツ大会に対する特別交付税措置(50%)】

ラグビーワールドカップ2019	東京オリンピック・パラリンピック競技大会
○ 地域交流経費(競技イベント開催経費 等)	○ 大会関係者との交流経費 (招へい経費、競技体験イベント開催経費 等)
○ 公認キャンプ実施経費 (トレーニング機器のレンタル経費 等)	○ 事前合宿等経費 (ボランティア養成、宿泊・輸送に要する経費 等)
○ 大会運営等経費 (広報、警備、ボランティア経費 等)	

#### (2) スポーツ振興くじ助成金活用への柔軟な対応【文部科学省、スポーツ庁】

- ・スポーツ振興くじ助成金の年度毎の対象額について、柔軟に対応すること。  
〔現行：8,000万円（「国際競技大会開催助成」の「開催準備事業」）  
提案：大会前年度である本年度には多額の事業費が想定されるため、8,000万円を超える事業費については、大会開催年度に2億円を上限として助成される「開催事業」分を充当できること〕

#### (3) 関係省庁間の連携・協力体制の確立【総務省、文部科学省、スポーツ庁、観光庁、警察庁】

- ・海外からの参加者確保、大会参加にあわせた観光の促進、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウンによる相手国との地域交流、大会警備等、省庁横断的な対応が必要な事項があることから、関係省庁間での連携・協力体制を確立すること。

## 4 新たな過疎対策法の制定

### (1) 地域の現状や特性を踏まえた地域要件の設定【総務省】

- ・現行法の過疎地域を引き続き対象としつつ、東京一極集中による近年の急激な人口減少や少子高齢化の進展を踏まえた短期要件(15年の人口減少率)を追加すること。
  - ・平成の大合併後の中心・周辺の格差拡大を踏まえ、一部過疎地域の要件を見直し、旧市町単位を対象地域とすること。
- 新**・新たな過疎対策法において地域指定から外れる団体が生じた場合は、過疎対策事業債の発行に限らず、過疎地域に誘致した企業の設備投資計画にも影響を及ぼす税制措置等の各種支援制度についても、激変緩和のため所要の経過措置を講じること。

#### 【過疎地域の主な税制優遇措置】

製造業等で減価償却資産の取得価格の合計額が2,700万円を超える施設を新增設した場合、条例に基づき課税免除又は不均一課税を行うと、課税免除等による地方税の減収の75%が普通交付税基準財政収入額から控除される。

県 税	事業税	所得金額のうち当該設備に係るもの
	不動産取得税	当該設備に係る家屋及び土地
市町税	固定資産税	当該設備に係る家屋、機械及び装置、土地

### (2) 過疎対策事業債対象事業の拡充【総務省】

- ・道路ネットワークの整備など、効率性・一体性の観点から都道府県が広域的に実施するものについて、過疎対策に関する都道府県の役割として明確化し、過疎対策事業債の対象とすること。
- ・人口が減少し、上水道の収益確保が課題である中、簡易水道との統合を行うことにより地方公共団体の財政負担が増えることがないよう、再編を含む上水道事業について、過疎対策事業債の対象とすること。

## IV 地方税財政の充実・強化

### 1 地方財政計画の充実

#### (1) 地方一般財源・地方単独事業費の確保【総務省、財務省、文部科学省】

##### ① 地方一般財源総額の確保

**新**・令和3年度は新型コロナウイルス感染症による経済状況の悪化により、交付税原資となる国税や地方税の減少が予想され、財源不足額が過去最大となったリーマン・ショック時を超えて、かつてないほどに拡大することも危惧される。

このような中においても、社会保障関係費や防災・減災対策の推進、地方創生に要する経費などについては、さらなる財源確保を図る必要があることから、一般会計による加算措置を行うなどにより、国において地方一般財源総額を確実に確保すること。

(再掲)

**新**・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や経済・雇用対策は、令和3年度以降継続して必要と考えられるが、これらの財政需要については、他の歳出を削減することなく、特別枠として措置されるべきである。

また、その規模は、リーマン・ショックの影響を上回ることが危惧されることを鑑み、地域活性化・雇用等臨時特例費以上の規模を確保するとともに、その財源は国の別枠加算で措置するなど、地方一般財源総額（水準超経費除き）の増額を図ること。（再掲）

##### 【平成22年度地方財政計画（リーマン・ショック：H20.9.）】

・財源不足額	18.2兆円（過去最大）
・地方一般財源総額（水準超経費除き）	58.8兆円（+1.0兆円）
・別枠加算（地域活性化・雇用等臨時特例費）	1.0兆円

**新**・令和3年度は、新型コロナウイルス感染症による経済状況の悪化に伴う地方税収の大幅な減少で、留保財源もかつてないほど大幅に減少することが危惧される。

留保財源は、地方財政計画に計上された標準的な歳出の中で、基準財政需要額では捕捉しきれない経費の財源に活用されていることから、その大幅な減少は地方団体の財政運営に大きな影響を与えるものである。

国は、令和3年度の大幅な留保財源の減少に対して、地方財政法第5条の特例としての地方債を創設すること等により確実に措置すること。（再掲）

##### 【特例地方債の内容】

- ・発行可能額は地方税の減収見込額の25%相当額
- ・税の振り替わりの性格を持つものであることから、地方財政法第5条の特例として、一般財源として取り扱うとともに、元利償還金については、その全額を後年度交付税措置

〔臨時財政対策債は、交付税の振り替わりであり、一般財源総額のうち留保財源の減少分を補填するものではない。〕

## ② 地方財政計画及び地方交付税算定における財政需要の的確な反映

### ア 納入額の適切な積み上げ

- ・給与関係費の地方財政計画上の積算単価は、給与実態調査等の結果が適切に反映されているにも関わらず、地方交付税における算定単価が低く乖離が生じているため、交付税単価を地方財政計画上の単価まで引き上げ、財政需要を適切に積み上げること。

**【令和元年度給料月額の比較】** (単位：円、%)

区分		交付税積算 単価 A	地方財政計画 単価 B	差引 A-B	比較 A/B
一般職員	都道府県	253,332	322,482	△69,150	78.6
	市町村	245,178	307,136	△61,958	79.8
警察官		283,100	312,763	△29,663	90.5
教職員	小学校	324,444	348,870	△24,426	93.0
	中学校	324,671	349,235	△24,564	93.0
	高等学校	321,799	369,105	△47,306	87.2
	特別支援学校	314,080	382,647	△68,567	82.1
消防職員		250,100	307,136	△57,036	81.4

### イ 地方単独事業費の確保

- ・社会保障関係費以外の地方単独分は、会計年度任用職員制度の導入に伴う増等(+0.5兆円)を除くと、この10年間、ほぼ横ばいとなっている。経済雇用対策、子育て支援や高齢者対策等の社会保障単独事業費の充実、女性の活躍推進、シカやイノシシ、クマ等の野生鳥獣被害対策、再生可能エネルギーの導入支援、自然環境の再生等、地域密着型の施策を推進できるよう、必要な地方単独事業費を確保すること。

**【地方の一般行政経費】** (単位：兆円)

区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2-H22
一般行政経費	28.2	29.6	29.7	30.4	31.4	32.5	33.0	33.8	34.3	35.7	37.5	9.3
うち補助分	14.4	15.7	15.9	16.4	17.4	18.5	19.0	19.8	20.2	21.5	22.7	8.3
うち社会保障関係費	13.7	15.1	15.2	15.6	16.5	17.4	17.5	18.3	18.7	19.5	20.4	6.7
うち社会保障関係費以外	0.7	0.6	0.7	0.8	0.9	1.1	1.5	1.5	1.5	2.0	2.3	1.6
うち地方単独分	13.8	13.9	13.8	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.1	14.2	14.8	1.0
うち社会保障関係費※	6.2	6.3	6.3	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.6	6.6	6.6	0.4
うち社会保障関係費以外	7.6	7.6	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.6	7.6	8.2	0.6
【参考】投資的経費	11.9	11.3	10.9	10.7	11.0	11.0	11.2	11.4	11.6	13.0	12.8	0.9
うち地方単独分	6.9	5.4	5.2	5.0	5.2	5.3	5.4	5.6	5.8	6.1	6.1	▲0.8

※各年度の「地方単独分のうち社会保障関係費」は、H22年度を基準とした地方単独分の伸び率を、H22年度の地方単独分のうち社会保障関係費に乗じて推計

## ウ 包括算定経費の適切な算定

- 平成23年度以降、地方一般財源総額が前年度と実質同水準に据え置かれ、社会保障関係費の自然増(+2.3兆円)に見合うだけの基準財政需要額の増加(+0.5兆円)となつておらず、他の歳出を削減することで対応しているため、結果として包括算定経費が1兆円減少している。このため、包括算定経費を明確な積算根拠を示すことなく圧縮するのではなく、適切な算定を行うこと。

【一般財源総額と基準財政需要額の推移（全国：不交付団体含む）】(単位：兆円)

区分	H19 ①	H23 ②	H26	R1 ③	H23-H19 ②-①	R1-H23 ③-②
個別算定経費	40.6	43.5	44.4	46.2	2.9	2.7
社会保障関係費(自然増等)	10.8	13.3	14.6	15.6	2.5	2.3
消費税增收分を活用した 社会保障の充実等	0	0	0.3	1.2	0	1.2
包括算定経費	4.7	4.6	4.2	3.6	▲0.1	▲1.0
基準財政需要額 計	45.3	48.1	48.6	49.8	2.8	1.7
充実分除き	45.3	48.1	48.3	48.6	2.8	0.5
(参考)一般財源総額	56.9	58.8	59.4	60.7	1.9	1.9

※ H19：包括算定経費の算定初年度  
H23：地方一般財源総額実質同水準に据え置かれた初年度  
H26：消費税率引上げ(5%→8%) 初年度  
R 1：消費税率引上げ(8%→10%) 初年度

## エ 社会保障の安定化に要する経費等の適切な積み上げ

- 消費税率等の引上げ分は、年金、医療、介護保険、子育て環境の整備といった社会保障の充実や安定化に要する経費に充てることになっているが、令和2年度地方財政計画では、社会保障の充実分として、少子化対策や医療・介護の地方負担分に約4割が活用される一方で、残り約6割は活用事業が明示されていない。地方単独事業である福祉医療費などを地方財政計画に積み上げることなく、社会保障の安定化分に活用しているならば、結果として臨時財政対策債の縮減に活用されていると考えられる。

このような状況を踏まえ、地方が必要としている財政需要は地方財政計画に適切に積み上げること。

**【令和2年度地方財政計画における一般行政経費】**

(単位：兆円)

区分	R1	R2	R2-R1	備考
補助分	21.5	22.7	+1.2	
国保・後期高齢者関係事業	1.5	1.5	0.0	
地方単独分	14.2	14.8	+0.6	
うち、会計年度任用職員分	—	0.2	+0.2	会計年度任用職員制度の導入に伴う増等を除くと伸び率が僅少であり、社会保障の安定化や、国制度に基づく分を除いた地方単独分の社会保障の充実が、明示されていない
うち、旧重点課題対応分	—	0.3	+0.3	
その他	14.2	14.3	+0.1	
まち・ひと・しごと創生事業費	1.0	1.0	0.0	
重点課題対応分	0.3	0.0	△0.3	
地域社会再生事業費	0.0	0.3	+0.4	
計	38.5	40.4	+1.9	

**【令和2年度における社会保障の充実等について】**

(地方)

区分	R2	構成比
消費税增收額等 ①	3.92	—
地方消費税引上分	2.98	76.0%
交付税法定率分	0.94	24.0%
歳出	3.92	—
社会保障の充実 分 ②	0.88	22.5%
新しい政策パッケージ分 ③	0.67	17.1%
公経済負担増分 ④	0.17	4.3%
差引き(安定化) ①-②-③-④	2.20	56.1%
臨時財政対策債 H25→R2 増減	△3.07	—

(国)

(単位：兆円)

区分	R2	構成比
消費税增收額 ①	10.18	—
歳出	10.18	—
社会保障の充実 ②	2.09	20.5%
新しい政策パッケージ分 ③	0.92	9.1%
公経済負担増分 ④	0.43	4.2%
基礎年金 ⑤	3.40	33.4%
差引き(安定化) ①-②-③-④-⑤	3.34	32.8%

※安定化に要する経費は明示されていない

## 才 地方の投資的経費の確保

- 今後30年以内の発生確率が70%～80%程度と予測されている南海トラフ地震や近年多発する豪雨災害等の大規模災害に備えるため、地域における津波防災インフラ整備等の防災・減災対策の推進や地域創生を支えるインフラ整備等について、令和3年度以降も確実に財政措置すること。

## カ 追加財政需要への適切な措置

- 給与改定はもとより、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応等、年度途中に国の補正予算で措置される事業については、追加財政需要での対応ではなく、適切な財源措置を行うこと。

## ③ 会計年度任用職員制度に伴う財政負担への適切な財政措置

- 令和3年度からの期末手当の支給月数等の平年度化に伴い、必要となる地方所要額は、全額地方財政計画に計上すること。
- また、安定的な制度運用が可能となるよう、その他の歳出を削減することなく、財政措置を確実に講じること。

#### ④ 社会資本の老朽化対策に必要な予算の確保

- ・橋梁、排水機場、下水道施設等、大量の社会基盤施設が築 50 年を越え更新が必要となることから、将来にわたり安全に使用するため、新たな財源の創設を含め老朽化対策の推進に必要な予算を確保すること。

#### ⑤ 公共施設等適正管理推進事業債の対象拡大等

##### ア 建設・整備事業

- ・災害発生時の対策活動拠点も含めた県政の中核拠点を担う兵庫県庁舎等整備について、市町村本庁舎と同様、県本庁舎の建替事業を対象とすること。（再掲）
- ・個別施設計画を策定し長寿命化に取り組む庁舎・警察施設等の公用施設や空港施設を対象とすること。
- ・地方債充当率や地方交付税措置率の引上げを行うこと。  
〔 現行 充当率：90%、交付税措置率：30～50%  
案 充当率：100%、交付税措置率：70%（緊急防災・減災事業債並）〕
- ・令和 3 年度までとされている制度の恒久化を図ること。
- ・市町村役場機能緊急保全事業は、災害時の業務継続を目的に行うものであるとともに、一般的に高額かつ長期の借入が必要となることから、利率高騰や資金確保リスクを回避するため、地方公共団体金融機構資金など公的資金の配分額を拡充すること。

##### イ 除却事業

- ・公共施設の老朽化が進む中、人口減少下における配置の適正化や効率的な管理を一層推進するため、地方債充当率の引き上げ（現行：90% → 100%）や、地方交付税措置（現行：交付税措置なし）を講じること。

#### ⑥ 公営企業に対する財政支援の充実

##### ア 病院事業

- 新
- ・地域医療を維持し、新型コロナウイルス感染症に対応していくためには、地域医療の中核的役割を果たしている公立病院の維持が不可欠である。新型コロナウイルス感染症の影響による経営悪化はもとより、コロナに伴う受診控え等による経営悪化を含めて一般会計からの繰出を行う場合には、特別交付税措置を講じること。（再掲）
  - ・令和 2 年度までとされている病院事業債（特別分）の期限を延長するとともに、公立病院が担うべき地医療等の措置単価の更なる引上げなど、病院事業への繰出金に対する地方交付税措置を充実させること。

##### イ 上下水道事業

- ・人口減少社会において、個々の事業体の努力だけでは経営の維持が困難な地域が増加することから、上下水道事業に対する繰出基準を拡充した上で財源措置を設けること。また、広域化に伴う施設の統廃合について、国庫補助金の返還免除等の財政措置を充実させること。

## ⑦ 専門職大学に対する財政支援

新・本県は、令和3年4月の開学に向け、専門職大学の設立準備に取り組んでいるところであるが、公立の専門職大学の地方交付税措置に当たっては、専門職大学と同様に専門性が高く、実習等が卒業要件となっている保健系公立大学並の単位費用(1,776千円/人)とするなど、従来の区分とは異なる単位費用を創設すること。

※「国際観光芸術専門職大学(仮称)」(豊岡市に設置)

- ・芸術文化及び観光の双方の視点を生かして地域の活力を創出する専門職業人の養成を目指し、R3.4月開設に向け、大学設置認可申請中及びキャンパス等建設中  
→ 卒業後の進路：旅行社・交通業・宿泊業、DMO、劇場等文化施設、  
地方公共団体など

### 【保健系大学(保健師助産師看護師学校養成所指定規則)と専門職大学(設置基準等)の比較】

保健系大学	専門職大学
同時に授業を行う学生数は原則40人以下	同時に授業を行う学生数は原則40人以下
臨地実習が計23単位以上必要	<ul style="list-style-type: none"><li>・実習等による授業科目の40単位以上(卒業単位の約1/3)修得が卒業要件</li><li>・かつ、このうち企業等での臨地実務実習が20単位以上必要</li></ul>
適当な実習施設の確保及び実習指導者による指導が必要(実習計画等の協議・調整、担当教員による指導等実施状況の把握が必要)	実習に必要な施設の確保及び実習指導者の配置等が必要(実習計画等の協議・調整、担当教員による指導等実施状況の把握が必要)

### [従来の大学と同じ単位費用(芸術文化分野：家政系・芸術系、観光分野：社会科学系)とした場合の課題]

- 保健系大学並みの対応が求められるもの
  - ・多数による授業ができないため、多くの少数组授業を担当する教員の配置が必要
  - ・実習の調整、計画、指導、評価を行う教員の配置及び実習支援に関する事務が必要
- 専門職大学特有の対応が必要なもの
  - ・展開科目(職業分野に関連する他分野の応用的な能力を育成)に対応する教員の配置が必要
  - ・産業界及び地域社会との連携による教育課程編成・実施のため設置する教育課程連携協議会の開催と、これを踏まえた教育課程の編成に関する事務が必要

### [公立大学の運営に要する地方交付税の算定(単位費用×学生数)] ※R元年度 (単位：千円)

区分	医学系	歯学系	理科系	保健系	社会科学系	人文科学系	家政系・芸術系
単位費用	3,762	2,214	1,553	1,776	212	435	692

## 2 地方税制の偏在是正に向けた抜本的改革の実施

### (1) 税財源の充実を図る税制の抜本的改革の実施【内閣官房、内閣府、総務省、財務省】

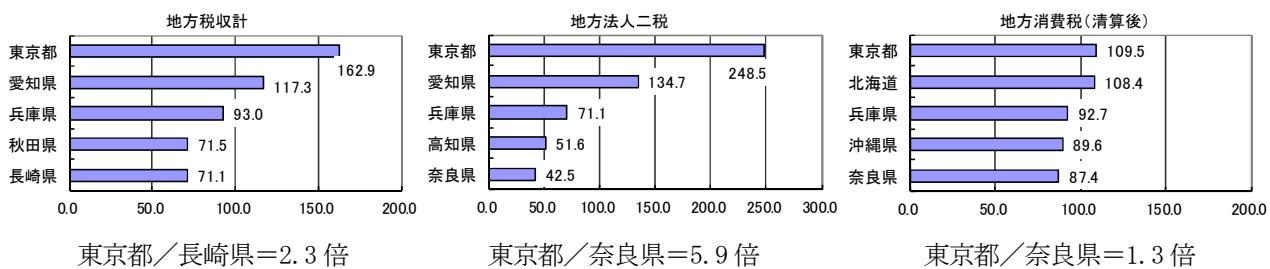
- ・社会保障と税の一体改革の一環として行われる消費税率の引上げは、社会保障財源の確保を目的とするものであり、国・地方を通じた税財源の充実を図る税制の抜本改革とは言えない。地方は福祉や教育等の内政全般を担当するという国と地方の役割分担のもと、国・地方間の税源配分のあり方を抜本的に見直すこと。
- ・地方財源の調整機能を強化するため、法人税等のうち交付税原資となる税収の特別会計への直入等を含め地方税体系を抜本的に見直し、地方交付税が地方自らの財源であることを明確にする「地方共有税」を創設すること。

### (2) 地方税の偏在是正に向けた税制改革の実施【内閣官房、内閣府、総務省、財務省】

#### ① 地方法人課税と消費税との税源交換など抜本改革の実施

- ・令和元年度税制改正において、地方法人課税の偏在是正措置(特別法人事業税・譲与税の創設)が講じられたが、税制の抜本的改革は実現していない。偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を進める必要があるため、地方法人課税と偏在性の比較的小さい消費税との国地方間での税源交換を行う等の税制の抜本改革を進めること。

【人口一人当たりの税収額の指標（平成30年度決算）】



#### ② 事業活動の実態を反映した地方法人課税の分割基準の抜本的見直し

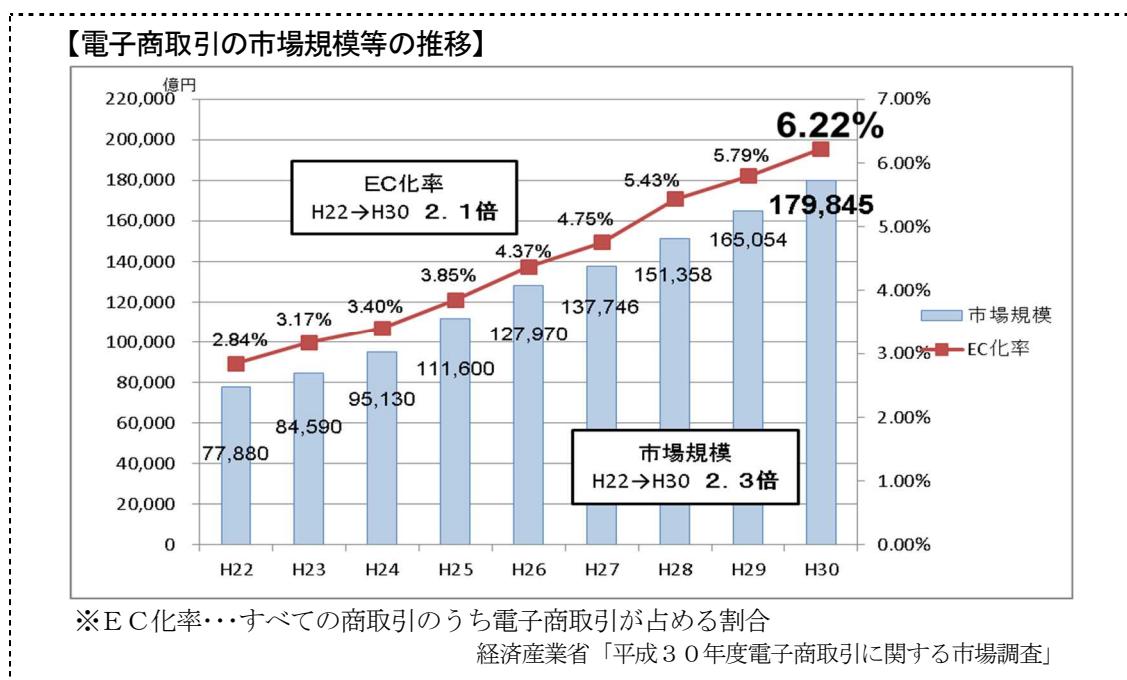
- ・現行の分割基準は、ロボット化やIT化による付加価値を生む地方の工場での労働者の減少や、本社管理部門の東京への集中、分社化等の進展による親会社への利益の移転など、事業活動の実態の変化を踏まえたものになっていない。
- ・税収を適切に帰属させるため、法人事業税については応益課税の原則から、生産設備の現在高である償却資産基準の導入や本社管理部門の従業員数の割落としなど、分割基準を抜本的に見直すこと。
- ・応能的性格である法人県民税(法人割)についても、法人事業税と同様の分割基準となるよう見直すこと。

#### ③ 法人事業税交付金を拡大しないこと

- ・法人事業税の一部を都道府県から市町村へ交付する法人事業税交付金については、本来行うべき法人事業税の偏在是正を行わず創設されたことから、むやみに拡大しないこと。

### (3) 事業活動の情報化に対応した地方法人課税の制度検討【内閣官房、内閣府、総務省、財務省】

- ・情報通信技術を活用した事業活動の拡大に対応し、地方団体間において適切に税収を帰属させるため、事業活動の実態を反映した地方法人課税の制度を検討すること。
  - ・その際、電子商取引の基盤を構築しサービスを提供している法人については、サービスの提供を受けた者の所在地の地方団体において課税を行うこと。
  - ・各都道府県における売上額を、法人県民税(法人税割)・法人事業税の分割基準に加えて課税することとし、各都道府県における売上額を把握できるような措置を講じること。
  - ・こうした手法が困難な場合には、代替指標として分割基準に人口を加える等の措置を講じること。
- 新**・O E C Dにおける国際課税の見直しに際して、日本に恒久的施設（P E）を有しない外国企業の日本における事業活動が課税対象となった場合、配分された税収が、国税のみならず地方法人課税の税収総額の増加に結びつく課税制度を検討すること。



### (4) 応益性を反映する外形標準課税の拡充【総務省】

- ・法人事業税は、法人がその事業活動に比例して、道路等の公共施設の利用や警察による治安、保健衛生等、様々な行政サービスを受益している点に着目して課税していることを踏まえ、応益性を反映する外形標準課税を更に拡充すること。ただし、適用対象法人の検討に当たり、中小法人の適用については、地域経済への影響を踏まえ、慎重に検討すること。

### (5) 地方消費税の都道府県間の清算基準の見直し【総務省、財務省】

- ・現行の統計基準は、企業の販売額等をベースにした供給側の指標であり、消費の実態(消費地等)を十分に反映できていない。消費を的確に把握する観点から、「全国家計構造調査」等の調査内容の充実を図った上で、支出側の統計調査を活用することなども含め、より適切な清算基準となる統計指標の利用方法について十分検討すること。

### 3 地方の税収基盤の確保

#### (1) 自動車関係税の見直しに伴う慎重な検討【総務省、財務省、経済産業省】

- 令和元年度税制改正において自動車関係税の抜本的な改正がなされたところであるが、同年度以降の与党税制改正大綱では今後も中長期的に検討することとされている。自動車税及び軽自動車税は、財産税的性格、自動車の運行により生じる道路損傷負担金としての性格や環境損傷負担金的性格を有しており、道路の整備や維持等の貴重な財源であることを踏まえ、環境変化の動向等を踏まえた検討を行う際は、自動車税及び軽自動車税の性格や地方税財源の安定的な確保を前提に慎重な検討を行うこと。

#### (2) 電気・ガス供給業における法人事業税の課税方式の堅持【総務省、財務省、経済産業省】

- 令和2年度税制改正において、新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮の上、電気供給業のうち発電・小売電気事業に係る法人事業税の課税方式が見直されたところであるが、同年度与党税制改正大綱では収入金額による外形標準課税のあり方について今後も引き続き検討することとされている。

以下の点から、電気供給業のうち送配電事業及びガス供給業については、収入金額課税制度を堅持すること。また、電気供給業のうち発電・小売電気事業については外形標準課税及び所得課税の割合の拡大をしないこと。

- ア 電気供給業及びガス供給業は、発電・製造、送配電・導管及び小売の各事業部門が相互に密接に関連しており、事業全体として、消費者にエネルギーの安定供給を行うという公益的性格を依然として有する。
- イ 発電・製造施設及び送配電・導管設備等は、規模が大きく、多くの従業員を有し、多大な行政サービスを受益している点に変わりはない。
- ウ 法的分離が義務付けられた送配電事業(R2 実施)及び導管事業(R4 実施)については法的分離後も「総括原価方式」による規制料金（電気事業法又はガス事業法による経済産業大臣の託送料金の認可）が維持される。
- エ 小売事業（一般家庭用等）については、新規参入事業者の料金は自由化されているが、適正な競争環境が確保されていないこと等により消費者の利益を保護する必要性が特に高いとして、既存大手電力事業者の「総括原価方式」による規制料金が経過措置により存続することとなっている。
- オ 収入金額課税制度の見直しは大幅な減収につながり、地方団体の財政運営に多大な支障が生じる。
- カ 本県は主要な電源立地団体として、これまで我が国の電源開発及び電力の安定供給のために、インフラ整備や環境対策など、多大な貢献をしてきたが、今後も我が国のエネルギー政策において、電気・ガスの安定供給は重要な課題となる中で、電源立地団体等に対し、大幅な減収を強いることは受け入れられない。

**【兵庫県内における影響額(兵庫県試算)】**

区分	R2税制改正による影響	収入金額課税を所得課税に切り替えた場合 (経産省・R2税制要望寺)
電気	▲7億円 (県: ▲6.5、市町▲0.5)	▲53億円 (県: ▲49、市町▲4)
ガス	—	▲13億円 (県: ▲12、市町▲1)
合計	▲7億円 (県: ▲6.5、市町▲0.5)	▲66億円 (県: ▲61、市町▲5)

※所得課税に切り替えた場合は、収入金額により課税される電気・ガス供給業の法人のうち、

収入金額課税額(地方法人特別税を含む。)が1億円を超える法人について試算

※市町分…法人事業税交付金(法人事業税額の7.7%)本則上従業者数で按分

(県内市町の従業者数上位5団体:神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市)

※この他に特別法人事業譲与税の配分額で減収が見込まれる。

**(3) ゴルフ場利用税の堅持等【総務省、財務省、文部科学省】**

- 平成元年の消費税創設及び娯楽施設利用税廃止後も、ゴルフ場利用税として課税されているところであり、以下の点から、現在もその必要性に変わりはなく、都道府県及びゴルフ場所在市町村の貴重な自主財源であることから、現行制度を堅持すること。
  - ア ゴルフ場利用に係る支出行為は、他の消費行為に比して十分な担税力が認められる。
  - イ ゴルフ場の利用には、ゴルフ場周辺環境の保全等、都道府県も含め地方団体の行政サービスが密接に関連している。
  - ウ ゴルフ場は広大な面積を有しており、当該地域の土地利用の長期にわたる固定化を招いている。
  - エ ゴルフ場が所在する市町村の約75%が過疎地域や中山間地域にあり、自主的な財源に乏しい市町村が多いため、ゴルフ場利用税は貴重な財源となっている。
  - オ ゴルフ場利用税が廃止された場合、全都道府県で約433億円、本県では約34億円(うち市町への交付金約24億円。H30年度決算額)の減収が見込まれる。
  - カ 70歳以上のゴルフ場利用税の非課税措置を担税力の観点から廃止すること。

**【本県におけるゴルフ場に関する予算額】**

項目	主な事業	R2予算額(百万円)	
		一財	一財
災害対策	地滑り対策、洪水対策等	1,449	1,166
環境対策	水質調査、安全指導等	108	14
消防・救急	ドクターヘリ運営等	18	18
道路	アクセス道路維持管理等	2,755	2,647
スポーツ振興	団体・競技者支援等	5	5
地域振興	観光利用促進等	25	25
	合計	4,360	3,875

参考:本県のゴルフ場利用税収(H30) 3,447百万円

**【兵庫県における交付額上位団体】**

県内順位	市町名	ゴルフ場利用税交付金 (単位:千円)
1	三木市	542,322
2	神戸市	361,805
3	加東市	306,359
4	宝塚市	170,051
5	西宮市	136,086

(平成30年度決算)

**【世帯主の年齢階級別貯蓄額】**

世帯主の年齢	1世帯あたりの貯蓄額
70歳以上	1,260.1万円
65歳以上	1,283.6万円
全体平均	1,031.5万円

厚生労働省「国民生活基本調査(H28)」

#### (4) 償却資産に関する固定資産税の堅持等【総務省】

- ・償却資産に関する固定資産税は、企業活動が、土地と建物(家屋)、機械・設備等(償却資産)を一体的に活用して行われることに着目して課税している市町村の基幹税であり、市町村にとっても重要な財源であることから、現行制度を堅持すること。
- ・平成 30 年度税制改正において創設された、中小企業の一定の設備投資に係る固定資産税を 2 分の 1 からゼロまで軽減することを可能とする 3 年間の時限的な特例措置については、新型コロナウイルス感染症対策として 2 年間延長したところであるが、期限到来により確実に廃止すること。

【固定資産税（償却資産）の状況】 (単位：億円)

区分	全国		兵庫県	
	金額	構成比	金額	構成比
固定資産税	89,957	40.1%	3,826	40.9%
土地	34,480	15.4%	1,383	14.8%
家屋	38,498	17.2%	1,702	18.2%
償却資産	16,979	7.6%	741	7.9%
全税目計（市町村税）	224,228	100.0%	9,352	100.0%

(全国：平成 30 年度決算、兵庫県：平成 30 年度決算)

#### (5) インボイス制度導入に向けた適切な支援【内閣官房、内閣府、総務省、財務省】

- ・令和 5 年 10 月から導入される適格請求書等保存方式（インボイス制度）の概要の十分な周知や指導など、制度導入に向けて引き続き事業者への支援を行うこと。

## 4 ふるさと納税における適切な制度設計

### (1) ふるさと納税の趣旨を踏まえた返礼品のあり方の検討【総務省】

- 返礼品のあり方については、過度な返礼品による制度趣旨の歪みを見直す制度改正が行われたところではあるが、ふるさと納税は寄附金として経済的利益の無償の供与であること、通常の寄附金控除に上乗せした特例控除が適用されることを踏まえ、さらなる検討を行うこと。

### (2) ふるさと納税ワンストップ特例制度の見直し【総務省】

- 平成27年度より実施されている「ふるさと納税ワンストップ特例制度」では、所得税控除分相当額も含めて個人住民税から控除されるため、国が本来負担すべき所得税控除分相当額については、基準財政収入額から100%（現行：75%）控除するなど、国の責任において財源措置を図ること。

【兵庫県へのふるさと納税に係る控除額の内訳（令和元年度課税）】

個人住民税（県民税・市町村民税）控除額	172.4億円
うちワンストップ特例制度分控除額	51.1億円
うち所得税控除分相当額	9.3億円

### (3) 「企業版ふるさと納税制度」の運用改善【内閣官房、内閣府】

- 寄附を通じて地方創生に貢献するという事業目的を踏まえ、個人版ふるさと納税と同様に、本社が所在する地方自治体への寄附を可能とすること。
- 新・令和2年度より事業ごとの認定から包括的な認定に簡素化されたが、充当可能な国の補助金や交付金の範囲を拡大するなど、更に弾力的に適用できる制度とすること。

## 5 宝くじの売上向上【総務省】

- 宝くじの売上は、平成17年度の1兆1,047億円をピークに減少傾向にあり、令和元年度には7,932億円まで落ち込んでいる。

より多くの人に当せんの実感が得られるよう、1等当せん金額の高額化の見直しや中間当せん金帯の拡充、財源確保のための払戻率の見直し、インターネット販売の促進など抜本的な見直しを行うこと。

### 【(一財)日本宝くじ協会調査(R元年度)】

- 宝くじを買わない理由 1位：当たると思わない
- ジャンボ宝くじ未購入者が購入動機になると考える取組 1位：中間当せん金帯を拡充する

### 【近畿宝くじによるWMG応援協賛くじ (R2.11月発売)】

- 中間当せん金帯の本数増 5万円 R1:450本→R2:900本、1万円 R1:1,500本→R2:2,250本  
(1等(1本) R1:2,000万円→R2:1,000万円)

## VI 地方分権改革を推進する仕組みの構築

### 1 国と地方の協議の場の機能強化

#### (1) 国と地方の協議の場の積極的活用【内閣官房、内閣府】

- ・地方との十分な協議が行われない状況で成立した高校無償化法のような例を繰り返さないよう、地方自治に関わる重要法案については、地方との事前協議を義務付けること。
- ・地方行政や地方財政、地方税制等、地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画立案等に当たっては、開催決定前に十分な期間をおき、地方の意見を確実に反映させた上で、適時適切に国と地方の協議の場を開催すること。

#### (2) 必要となる分科会の設置【内閣官房、内閣府】

- ・国と地方の協議の場を実効性のあるものにするため、社会保障・税一体改革の分科会が設置されているのと同様に、地方自治にとって重要なテーマである「地方財政対策」や「国と地方を通じた税制改正」、「国から地方への事務・権限の移譲」等については、分科会を設置し、十分に活用すること。

### 2 地方分権改革に対する地方意見への真摯な対応

#### (1) 「提案募集方式」の更なる充実【内閣府】

##### ① 支障事例が示されない事務・権限の移譲を求める提案の検討

- ・国から地方へ事務・権限の移譲を求める提案に対しては、本来、国において移譲することによる支障を立証すべきものであることから、地方から具体的な支障事例が示されなくても、関係府省との検討を行うこと。

##### ② 複数団体から再提案があった場合の再検討

- ・過去に関係府省との調整対象外とされた提案であっても、同じ内容の提案が複数の団体からあった場合は、新たな課題として関係府省と再検討を行うこと。

##### ③ 提案募集検討専門部会での提案団体の発言機会の付与

- ・制度の見直し等において地域の実情が適切に反映されるよう、提案募集検討専門部会で提案団体が提案の趣旨や支障事例等を十分に発言できる機会を付与すること。

#### (2) 実証実験的な権限移譲の導入【内閣府】

- ・地方が求める事務・権限を財源と合わせて実験的に移譲する実証実験的な方法を導入すること。

#### (3) 提案の実現に向けたフォローアップ【内閣府】

- ・「引き続き検討を行う」とされた提案については、提案団体と関係府省との間で、提案趣旨に沿って確実に検討を行うこと。